

2023年8月15日

各 位

会 社 名 株式会社 デジタルプラス
住 所 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
代 表 者 名 代表取締役社長 菊池 誠 晃
(コード番号: 3691 東証グロース市場)
問 い 合 せ 先 取締役 C F O 兼 加 藤 涼
グ ル ー プ 本 部 長

TEL. 03-5465-0690

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び
行使価額修正条項付第11回～第12回新株予約権の発行並びに
同買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ

当社は、2023年8月15日開催の取締役会において、マコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、行使価額修正条項付第11回及び第12回新株予約権（以下、それぞれ「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）、並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、割当予定先との間で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※（以下「本買取契約」といいます。））を締結することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債>

(1) 払込期日	2023年8月31日
(2) 新株予約権の総数	42個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債1個につき5,000,000円 (各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。) 本新株予約権付社債に係る新株予約権（以下「本転換社債新株予約権」といいます。）については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	248,226株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額（下記「(6) 転換価額及びその修正条項」において定義します。）は423円であり、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における交付株式数は496,453株です。
(5) 資金調達の額	210,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条項	当初転換価額は、1株当たり846円です。 転換価額は、2024年8月30日、2025年6月30日及び2026年5月29日に、それぞれの日に先立つ40連続取引日間（但し、取引日は本新株予約権付社債の発行要項第14項第(4)号ハ.の規定に従って除外されることがあります。）の株式会社東京証券取引所（以

	<p>下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の90%に相当する金額がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合には、転換価額は当該金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。)に修正されます。但し、転換価額は423円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回らないものとします。上記の計算による修正後の転換価額が下限転換価額を下回る場合、転換価額は下限転換価額とします。</p> <p>また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいい、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします(以下同じです。)</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
(8) 利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2026年9月1日
(9) 償還価額	各本新株予約権付社債の金額100円につき100円
(10) その他	<p>1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。</p> <p>2) 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権付社債に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結する予定です。</p>

<本新株予約権>

(1) 割当日	2023年8月31日
(2) 発行新株予約権数	4,000個 第11回新株予約権 1,000個 第12回新株予約権 3,000個
(3) 発行価額	総額755,000円(第11回新株予約権1個当たり341円、第12回新株予約権1個当たり138円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	400,000株(新株予約権1個につき100株) 第11回新株予約権 100,000株 第12回新株予約権 300,000株 下限行使価額(下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。)は423円(但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。)ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は400,000株です。
(5) 調達資金の額	476,555,000円(差引手取概算額)(注)
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条項	<p>当初行使価額は、第11回新株予約権が1,000円、第12回新株予約権が1,300円です。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ(以下「行使価額修正選択権」といいます。)、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を割当予定先に通知するもの</p>

	とし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。 いずれの回号についても、上記の計算による修正後の行使価額が423円を下回ることとなる場合（以下、当該金額を「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。 また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2023年9月1日から2026年8月31日までとします。
(9) その他	1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。 2) 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結する予定です。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(14,200,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

※ ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合又は下回って下落した場合のために、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、当社の資金需要に応じて行使価額修正選択権を行使する可能性がございますが、下限行使価額は423円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2023年8月14日）における当社普通株式の終値の57.47%）と定められており、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。また行使停止条項により、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の行使を希望しない場合には、不行使期間（以下に定義します。）を指定することができます。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループを取り巻く市場においては、引き続きインターネット広告の成長は顕著であり、社会的に進むデジタル化に伴い継続して高い成長率を維持し、今後も更なる拡大が予想されております。当社グループが事業を展開するデジタルマーケティング市場においては、インターネット広告、ソーシャルメディアマーケティング市場など付随する多くの市場で成長が見込まれていることから、今後も更なる市場規模の拡大が予測されております。また、当社グループが同様に事業を展開するフィン

テック市場においても、世界的な成長が継続しており、2030年には3,114.9億米ドル、2023年から2030年までのCAGRは15.1%にも拡大すると予測（出典：Market Xcel - Markets and Data「Global Fintech Market Assessment, By Deployment Mode, By Technology, By Application, By End User, By Region, Opportunities and Forecast, 2016-2030F」）されるなど、今後も更なる成長が見込まれると考えております。

このような状況において、当社グループは、10年後も成長し続ける生産性の高い新たな事業モデルの創出を目的とするGAFAMedia戦略を推進する「GAFAMedia事業」にて培った経験を活かし事業領域を拡張した「デジタルマーケティング事業」、及びコロナ禍における非接触型マーケティング支援ツールであるデジタルギフト®を中心に展開する「フィンテック事業」の2つの事業を中心に展開しております。

デジタルマーケティング事業においては、既存事業のメディア運営を一部継続しつつ、2023年1月に買収したデジタルマーケティング支援を行うサービスの展開を開始しており、フィンテック事業とのシナジーを高めながら、事業を拡大すべく事業基盤の構築を進めております。

フィンテック事業においては、加速するDX化の波を受けオンライン上で全てのフローに対応できるデジタルギフト®（旧：RealPayギフト）サービスを中心として、マーケティング分野におけるDX支援サービスを推進しております。2022年9月期（2021年10月1日～2022年9月30日）においては、サービス強化を実施すべくプロダクト開発を推進し、10兆円とも言われている国内ギフト市場（出典：株式会社矢野経済研究所「ギフト市場に関する調査を実施（2022年）」（2023年1月20日発表））に向けたサービスの認知度向上を図るべく「デジタルギフト®」の商標の取得を契機として、2022年1月11日付けでサービス名を「RealPayギフト」から「デジタルギフト®」に変更することを公表しました。さらには、事業成長を目的としたサービス強化を実施するためにシステム投資を実施し、サービスをサブスクリプション型へとシフトさせております。サービス変更後の目標として、登録アカウントを1,000件に到達させるべく、展示会を中心とした営業活動の強化、積極的な人材投資、代理店契約の推進などの営業活動強化の動きを積極的に行った結果、目標として掲げていた登録アカウント1,000件を突破することに成功いたしました。2023年2月には、株式会社アーネラと合弁で株式会社デジタルand（当社連結子会社）を設立し、同年3月には、株式会社デジタルandにおいて、株式会社アーネラが運営する電話占い事業「マヒナ」を事業譲渡によって譲り受けております。電話占い事業「マヒナ」に対して、当社グループの主要事業であるデジタルギフト®を活用し、さらにウェブサイト運営・広告運用等を含むデジタルマーケティングのノウハウを注入することで、当該サービスをさらに成長させ、当社グループにおける安定収益の一つの柱となるよう事業成長を促進してまいります。

当社グループは、今後も加速するDX化の波を受け、デジタルギフト®を軸としたマーケティング分野におけるDX支援サービスのさらなる推進、及びサービスの質の向上に向けた取組の実施により、2027年9月期に、流通総額1,000億円、営業利益率50%を達成することで、企業価値及び株主価値の向上を目指しております。本資金調達は、2027年9月期流通総額1,000億円の目標に向けて、成長局面を迎えているフィンテック事業への資金投入を行うために実施するものであります。

当社グループは、経営改革の途中にあり、また、新規事業及びM&Aも行う上で、それらが予定のとおり進まないリスクもあり得ることから、財務の健全性を維持したまま、かかる経営改革を行うことが必要となります。このため、手元資金や社債又は借入による資金調達を行うよりも、当社グループの今後の成長を織り込んだ新株予約権付社債の転換価額及び新株予約権の行使価額を定めた上で、早期の資金調達に繋げられる新株予約権付社債と、当社の今後の成長に応じて必要な資金の調達が可能となる新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達を行うことが当社にとって最適であると考えています。また、経営改革が上手く行かず株価が本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額に到達しない場合やコロナウイルス等の影響を含む経営環境の変化により不測の事態が生じた場合、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権における行使価額を修正することで柔軟な資金調達が可能となることや、資金使途のニーズに変更が生じた場合、本新株予約権を一定の条件で当社が取得することも可能であることから、株主の皆様の利益にも資すると考えています。

本資金調達は、上記のとおり、2027年9月期流通総額1,000億円の目標に対して、現在の現金及び

現金同等物の325百万円(2023年9月期第3四半期)以上の運転資金が必要となることに鑑みて、成長局面を迎えているフィンテック事業への資金投入を目的として行われるものであり、その手法等につきましては、資金調達多様性・バランスに配慮し、また、財務の健全性を維持したまま既存の株主様に対する影響を勘案し総合的に検討した上で決定したものであります。なお、現時点において調達を予定している金額とその用途については、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」をご参照ください。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当てることにより、本新株予約権付社債発行による払込日時点における210,000,000円の資金調達及びその後の本新株予約権付社債の転換による資本の拡充、本新株予約権の行使が進むことによる資金及び資本の拡充を段階的に実現することを目的とするものです。本新株予約権付社債、本新株予約権の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権付社債>

当社は、本新株予約権の発行と同時に割当予定先に対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、発行価額総額210,000,000円の本新株予約権付社債を発行することを予定しております。当社は、払込日時点で210,000,000円の資金調達を実現することができ、その後当社株価が転換価額である846円を上回って推移したタイミングで割当予定先による転換が進み、資本の拡充が行われることを企図しております。

割当予定先はその裁量により本新株予約権付社債の転換を行うことができますが、一定の条件下において、当社の裁量により、当社が割当予定先に対して一定金額の新株予約権付社債の転換をコミットさせる転換コミットメント期間(転換コミットメント期間の詳細は、「<本資金調達方法のメリット>」⑤をご参照ください。)の指定を行うことが可能となります。なお、転換コミットメント期間の指定を取締役会で決議した場合には速やかに開示します。当社は当初、投資家にとってシンプルで理解しやすい商品設計を目指す観点から、転換価額修正条項を付帯しない新株予約権付社債の発行を検討しておりました。しかしながら、当該商品設計においては、株価が転換価額を下回る水準で推移した場合には、満期に償還価格での一括償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。このため当社は、転換に伴う資本化の促進により当該リファイナンスリスクを最小化することを目的に、本新株予約権付社債に転換価額修正条項を付帯しております。上記「1. 募集の概要<本新株予約権付社債>(6) 転換価額及びその修正条項」に記載のとおり、転換価額は、下限転換価額を423円として、3回に限り修正される可能性があり、上記の趣旨を踏まえ、上方には修正されず、下方にのみ修正される仕組みとなっております。転換価額が上方にも修正される商品設計とした場合、当社株価が上昇し、転換価額が上方修正されたタイミングで本新株予約権付社債が転換される限りにおいては、希薄化を抑制する効果があるというメリットがある一方で、転換請求のタイミングについては割当予定先の判断に委ねられており、当社に請求の権利がある転換コミットメントについては、「<本資金調達方法のメリット>」⑤(i)から(iii)に記載のとおり、適用を請求するにあたっての条件が存在することから、仮に転換価額上方修正後に当社株価が下落した場合には、リファイナンスリスクをより高める事態が生じる懸念があります。当社は、転換価額が上方にも修正される商品設計にすることによる、こうしたメリット及び懸念点を総合的に勘案し、上方には修正されず、下方にのみ修正される仕組みとすることといたしました。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を3年間とする本新株予約権を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株です。割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、本買取契約の規定により、本新株予約権付社債の全ての償還又は転換が完了した後の行

使期間中においては、一定の条件下において、当社の裁量により、当社が割当予定先に対して行使を行わせないようにする不行使期間（不行使期間の指定の詳細は、「<本資金調達方法のメリット>」④をご参照ください。）や、当社が割当予定先に対して一定金額に相当する新株予約権の行使をコミットさせる行使コミットメント期間（不行使期間の指定の詳細は、「<本資金調達方法のメリット>」⑤をご参照ください。）の指定を行うことが可能となります。なお、不行使期間及び行使コミットメント期間の指定を取締役会で決議した場合には速やかに開示します。

本新株予約権の当初行使価額は固定であり、株価の上昇局面においてタイムリーに、効率的かつ有利な資本調達を実現するため、1,000円及び1,300円を段階的に設定しております。

なお、当社取締役会により行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、適時に開示を行い、当該決議以降、本新株予約権の行使価額は株価に連動し修正されることとなります。行使価額修正選択権を付帯する場合、付帯しない場合と比べて商品性が複雑になるものの、株価上昇に伴う調達資金増額の余地をより大きく確保することが可能となるとともに、株価下落時に必要最低限の資金調達を行う余地を確保することができます。本新株予約権の行使価額修正選択権の行使の有無、行使の優先順位及びタイミングについては、当社株価、当社グループを取り巻く事業環境、当社グループの事業状況、事業戦略及び財務状況等を総合的に鑑みて判断いたします。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「<本資金調達方法のデメリット>」及び「<他の資金調達方法との比較>」を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本資金調達方法のメリット>

① 金利コストの低減

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

② 当初における一定の資金の調達

本新株予約権付社債の発行により、本新株予約権付社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

③ 固定行使価額（ターゲット株価）による調達

本新株予約権の当初行使価額については、株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、1,000円及び1,300円を段階的に設定しております。なお、当社取締役会により行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以降本新株予約権の行使価額は株価に連動し修正されることとなります。これにより、当初の目標株価であった行使価額を上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額することができます。行使価額は上記「1. 募集の概要（6）行使価額及び行使価額の修正条項」に記載のとおり修正され、下方にも修正される可能性があります。下限行使価額は423円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2023年8月14日）における当社普通株式の終値の57.47%）と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

また本新株予約権付社債の当初転換価額が846円に設定されており、ターゲット価格の観点からは本新株予約権付社債の転換価額846円、第11回新株予約権の行使価額1,000円及び第12回新株予約権の行使価額1,300円が段階的に設定されている仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額は上記「1. 募集の概要<本新株予約権付社債>（6）転換価額及びその修正条項」に記載のとおり修正され、下方に修正される可能性があります。下限転換価額は423円（本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議の前営業日（2023年8月14日）における当社普通株式の終値の57.47%）と定められており、転換され得る潜在株式数に上限がある仕組みとなっております。

④ 不行使期間

本新株予約権について、当社は、本転換社債の全ての償還又は転換が完了した後の本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期

間」といいます。)を合計6回(1年あたり2回を上限とします。)まで定めることができます。1回の不行使期間は15連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って10取引日前までに書面により不行使期間を通知することにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けることとします。なお、当社が割当予定先に通知を行った場合には、適時に開示いたします。これにより、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることが可能となります。

⑤ 転換コミットメント及び行使コミットメント

本買取契約において、割当予定先による本新株予約権付社債の転換コミットメント及び本新株予約権の行使コミットメントが定められる予定です。詳細は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権付社債の転換コミットメント

本転換社債新株予約権の行使期間中、当社は割当予定先に対して、転換コミットメント期間(以下に定義します。)の適用を指定することができます。

転換コミットメント期間の適用の少なくとも3取引日前までの当社の書面による事前通知により、指定した転換コミットメント期間において、割当予定先は、転換コミットメント期間あたり少なくとも5,000万円の額面額に相当する本転換社債新株予約権を、その裁量で1回又は複数回に分けて行使することをコミットします。当社は、本転換社債新株予約権の行使が全て完了するまで、転換コミットメント期間の適用を何度でも指定することができますが、当社と割当予定先との間で短縮について相互に合意しない限り、少なくとも3取引日以上の間隔を空けるものとします。転換コミットメント期間とは、当社が転換コミットメント期間の適用を指定した日の翌適格取引日(以下に定義します。)から起算して20適格取引日の期間をいいます。

(b) 本新株予約権の行使コミットメント

本新株予約権付社債の全ての償還又は転換が完了した後、本新株予約権の行使期間中、当社は、行使コミットメント期間(以下に定義します。)の適用を指定することができます。行使コミットメント期間の適用の少なくとも3取引日前までの当社の書面による事前通知により、行使コミットメント期間において、割当予定先は、行使コミットメント期間あたり少なくとも5,000万円を提供するため、本新株予約権を、その裁量で1回又は複数回に分けて行使することをコミットします。当社は、本新株予約権の行使が全て完了するまで、行使コミットメント期間の適用を何度でも指定することができますが、当事者間で短縮について相互に合意しない限り、少なくとも3取引日以上の間隔を空けるものとします。行使コミットメント期間とは、当社が行使コミットメント期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間をいいます。

(a)転換コミットメント及び(b)行使コミットメントにおける「適格取引日」とは、少なくとも以下の全ての事由が存在しない取引日をいいます。

- (i) 当該取引日のいずれかの時点において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、その時点で有効な本新株予約権付社債の転換価額又は本新株予約権の行使価額に1.2を乗じた額未満である場合
- (ii) 当該取引日のいずれかの時点において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、当該取引日の最高値から6%以上下落している場合
- (iii) 当社普通株式の当該取引日の取引所における普通取引の売買代金が、1,250万円以下である場合

⑥ 取得条項

本新株予約権について、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して払込金額を1億円以上とする株式を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でな

く、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議したときは、14日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、本新株予約権付社債の全てが償還又は当社普通株式に転換された日以降はいつでも、当社取締役会の決議に基づき、20取引日前までに割当予定先に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっており、この場合適時に開示いたします。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

⑦ 譲渡制限

本新株予約権付社債及び本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、原則として当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。例外として、割当予定先は、当社に事前に書面で通知することにより、本買取契約に基づく割当予定先の権利及び義務（本新株予約権付社債に付された権利及び義務を含む。）を承継させることを条件として、本新株予約権付社債の全部又は一部を割当予定先の関連会社又は潜在的なクレジットヘッジ目的で割当予定先が指定する第三者に譲渡することができるものとされる予定です。

⑧ 資金調達のスランバイ（時間軸調整効果）

株式及び新株予約権の発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該ターゲット株価における資金調達をスランバイさせることができます。

⑨ 株価上昇時の調達資金増額余地及び株価下落時の資金調達余地の確保

本新株予約権は、行使価額を当初固定とし、当社取締役会により行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以降行使価額が株価に連動し修正されることとなります。行使価額修正選択権を付帯する場合、付帯しない場合と比べて商品性が複雑になるものの、株価上昇に伴う調達資金増額の余地をより大きく確保することができます。また、株価下落時に必要最低限の資金調達を行う余地を確保することができます。

<本資金調達方法のデメリット>

① 一時的な負債比率上昇

本新株予約権付社債につき、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。

② リファイナンス対応が必要となる可能性

本新株予約権付社債につき、株価が転換価額を下回る水準で推移した場合には、満期に償還価格での一括償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

③ 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性又は最終的な資金調達額が減少する可能性

本新株予約権につき、当社株価が長期的に当初行使価額を下回る場合においては、本新株予約権の行使はされず、資金調達が進まない可能性があります。またそのような中で、当社グループの現預金の水準によって、フィンテック事業における流通総額を拡大できない等の機会損失が発生する等、当社グループが置かれる状況を総合的に鑑み、資金調達の優先度が高いと判断した場合には、当社は取締役会決議により、本新株予約権に付帯されている行使価額修正選択権を行使する可能性があります。その結果、当初行使価額よりも低い行使価額で本新株予約権の行使が行われることで、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。なお、行使価額修正選択権の行使を取締役会で決議した場合には速やかに開示いたします。

- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。
- ⑤ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ⑥ 買取請求及び償還請求
本買取契約において、割当予定先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の買い取りを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由（以下「買取請求事由」といいます。）のいずれかが存在する場合をいいます。
- (i) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2023年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（368円）を下回った場合
 - (ii) 当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の1取引日当たりの平均売買代金が、1,000万円を下回った場合
 - (iii) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が、本新株予約権付社債については5連続取引日以上、本新株予約権については10連続取引日以上期間にわたって停止された場合
- 割当予定先により買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該日）において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の買い取りを行います。割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないうことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があります。また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。また、本新株予約権付社債の発行要項において、割当予定先は、買取請求事由を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、償還日の15銀行営業日前までに当社に対して通知することにより、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを請求することができる旨定められています。加えて、割当予定先は、(i) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務（但し、当座貸越を含み、リース債務は除く。）及び社債（但し、本転換社債新株予約権に係る社債を除く。）の合計額が、本新株予約権付社債の発行日以降、2.5億円以上増加した場合、又は(ii) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額から負債の部の金額を控除した額がその時点で残存する本新株予約権付社債の額面総額の50%相当額未満となった場合には、その後いつでも、償還日の15営業日前までの通知をもって、その保有する全部又は一部の本新株予約権付社債を各社債の金額100円につき100円で期限前に償還することを、当社に対して請求することもできます。その他、割当予定先は、2025年9月1日に、償還日の15営業日前までの通知をもって、その保有する全部又は一部の本新株予約権付社債を各社債の金額100円につき金100円で期限前に償還することを、当社に対して請求することもできます。割当予定先が当社に対して本新株予約権付社債の償還請求を行った場合には、かかる償還に必要な資金を当社は別途手当てする必要があります。
- ⑦ エクイティ性証券の発行の制限
下記「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約締結日から、(i) 本転換社債新株予約権及び本新株予約権の行使期間の満了日、(ii) 本転

換社債新株予約権及び本新株予約権の全部の行使が完了した日、(iii)当社が割当予定先の保有する本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部を償還及び取得した日、及び(iv)本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。なお、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）は除外されます。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当予定先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。一方で、当社は、将来の持続的成長に向けて、当社グループの既存事業内容と事業シナジーが見込まれる企業とのM&Aを積極的に推進しておりますので、こうした企業との資本業務提携の一環として、新株式発行による第三者割当増資を行う可能性があります。この場合、一定の希薄化が起きるものの、希薄化を上回る当社グループの将来の企業価値向上を企図しており、また市場への株式の流出は生じないことから、株価に対する直接的な影響は限定的と考えております。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 行使価額修正選択権を付帯しない行使価額固定型の新株予約権

行使価額修正選択権を付帯しない場合、本新株予約権の行使価額は株価にかかわらず常に一定であるため、株価が行使価額を上回った場合であっても、当初行使価額における調達資金の額を上回る資金調達を見込むことはできません。また株価が行使価額を下回って推移する場合には、資金調達そのものが進まない可能性があります。そのため、当社の資金需要の額に応じた柔軟な資金調達が困難であり、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑥ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフリング）

いわゆるライツ・オフリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフ

リングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当予定先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。なお、当社グループは、最近2年間の連結の経営成績において、利益が正である事業年度がないため、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号による基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できない状況にあることを念のため申し添えておきます。

⑦ 社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、金融機関による社債又は借入による資金調達では、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。本新株予約権付社債による資金調達も、一時的には全額負債として計上されますが、ゼロクーポンであることに加え、新株予約権付社債による資金調達手法は、新株予約権が行使された限度で資本性の資金となることから、その限度で財務健全性への影響の軽減が期待されます。また、今回の主な資金調達目的である「フィンテック事業の運転資金」及び「フィンテック事業の開発資金」においては、当社の長期的な成長を図ることを前提とした資本性調達が適していることを考慮し、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	700,755,000円
発行諸費用の概算額	14,200,000円
差引手取概算額	686,555,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額(210,755,000円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(490,000,000円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 発行諸費用の概算額は、主に、新株予約権算定評価報酬費用、株式事務手数料・変更登記費用等、弁護士費用等の合計額であります。
 - 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。なお、下限行使価額は2023年8月14日の終値の57.47%にあたる423円であるため、下限行使価額に基づき、発行する本新株予約権が全て行使され400,000株が交付された場合の払込金額の総額は379百万円です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額686百万円につきましては、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① フィンテック事業の開発資金	180	2023年10月～2024年9月
(内訳)		
(1) 既存サービス開発費用	82.7	2023年10月～2024年9月
(2) 資金移動開発投資	81.9	2023年10月～2024年9月

(3)新機能開発に伴う運用保守等	15.8	2023年10月～2024年9月
② フィンテック事業の運転資金	506	2023年10月～2025年9月
合計	686	-

- (注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の行使の有無は割当予定先の判断に依存するため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、①から②の順で優先的に充当した上で、不足分は自己資金の充当、借入等の方法により対応する予定です。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

① フィンテック事業の開発資金

フィンテック事業では、長期的な事業成長を実現すべく、資金移動業者としての登録に向けて推進し、更なるサービス領域を拡充することにより流通総額の拡大を目指しております。2023年中を目途に取得予定の資金移動業者登録を受けることにより、デジタル給与即時払い、個人間送金等、サービス提供範囲の大幅拡大を予定しており、その機能の開発における開発投資として81.9百万円の充当を予定しております。また、新機能のみならず既存サービスとの機能連携などによる開発も必要となることから、開発費用として82.7百万円、新機能開発に伴う運用保守として15.8百万円の充当を予定しております。

② フィンテック事業の運転資金

当社が運営するサービス「デジタルギフト®」及び「デジタルウォレット」において、サービスの特性上、交換先の手配にて貯蔵品及び預け金によるデポジット入金が発生することから、事前の精算が必要となります。2027年9月期における流通総額1,000億円の目標において、代理店等による販売への切り替え及び今後の大型提携などの際に流通総額が大きくなり、仮に年間の流通総額100億円が全て月間での事前精算が必要と仮定した場合、月額約800百万円が必要となります。このように、必要な前払額も増加することが見込まれるなど、手元資金の流動性を確保する必要が増加することが見込まれると考えております。また、2023年7月より事業譲受した給与前払いサービス「Q給」においても同様に前払いの事象が発生することから、当該事業に係る運転資金として506百万円の充当を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：山本頭三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提(評価基準日(2023年8月14日)、算定時点における

当社の株価（736 円）、ボラティリティ（68.1%）、予定配当額（0 円／株）、無リスク利率（0.0%）、クレジットスプレッド（0.9%～2.0%）、試行回数（50,000 回）、割当予定先は株価が転換価額を一定水準上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各社債の金額 100 円につき金 100 円とすることを決定しております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が当該算定機関の算定した評価額レンジ（各社債の金額 100 円につき 99.4 円から 101.2 円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値を比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面 100 円につき 1.9 円から 4.2 円）が、本新株予約権付社債の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を踏まえた新株予約権の公正な価値（社債額面 100 円につき 2.7 円）と概ね見合っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会より、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権付社債の発行価額の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債の発行価額は赤坂国際会計によって算出された評価額レンジの範囲内であることから、本新株予約権付社債の発行価額は、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見をj得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（評価基準日（2023 年 8 月 14 日）、算定時点における当社の株価（736 円）、ボラティリティ（68.1%）、予定配当額（0 円／株）、無リスク利率（0.0%）、クレジットスプレッド（0.9%～2.0%）、試行回数（50,000 回）、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されること）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第 11 回新株予約権の 1 個の発行価額を 341 円、第 12 回新株予約権の 1 個の発行価額を 138 円と、当該評価額と同額に決定しました。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会より、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の発行価額は赤坂国際会計によって算出された評価額レンジの範囲内であることから、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における潜在株式数 248,226 株（議決権数 2,482 個）と本新株予約権が全て行使された場合における潜在株式数 400,000 株（議決権数 4,000 個）をあわせた潜在株式数の合計は 648,226 株（議決権数 6,482 個）であり、2023 年 6 月 30 日現在における当社の発行済株式総数 3,690,900 株（議決権数 35,893 個）を分母とする希薄化率は 17.6%（議決権数に係る希薄化率は 18.1%）であります。

また、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における潜在株式数 496,453 株（議決権数 4,964 個）と本新株予約権が全て行使された場合における最大潜在株式数 400,000 株（議決権数 4,000 個）をあわせた潜在株式数の合計は 896,453 株（議決権数 8,964 個）であり、2023 年 6 月 30 日現在における当社の発行済株式総数 3,690,900 株（議決権数 35,893 個）を分母とする希薄化率は 24.29%（議決権数に係る希薄化率は 24.97%）であります。

なお、当社過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 51,997 株、過去 3 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 37,725 株及び過去 1 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 10,821 株となっており、最大潜在株式数 896,453 株が行使期間である 3 年間（年間取引日数：245 日/年営業日で計算）で行使された場合、1 日当たりの売却数量は 1,220 株（過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高の 2.4%）となります。したがって、当社株式は、本資金調達のための目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また当社は、本資金調達により調達した資金を上記 3（2）の資金使途に充てることにより、当社の事業基盤のさらなる強化・拡大につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 G.R. スティーブン AC (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)
(4) 事業内容	商業銀行
(5) 資本金	10,161 百万豪ドル (911,340 百万円) (2023 年 3 月 31 日現在)
(6) 設立年月日	1983 年 4 月 26 日
(7) 発行済株式数	普通株式 696,603,664 株 (2023 年 3 月 31 日現在)
(8) 決算期	3 月 31 日
(9) 従業員数	15,990 人 (2023 年 3 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	個人及び法人
(11) 主要取引銀行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。

人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社は当該会社に、2020年12月14日付で行使価額修正条項付第8回新株予約権（潜在株式数300,000株）及び第9回新株予約権（潜在株式数500,000株）の発行を行っております。上記新株予約権のうち第8回新株予約権1,000個（100,000株相当）が行使され、残存新株予約権は全て取得・消却済みです。その他、当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	1,187,283百万円	1,515,780百万円	1,825,371百万円
連結総資産	18,293,297百万円	29,494,618百万円	29,671,515百万円
1株当たり連結純資産（円）	1,466.28	1,759.74	2,620.39
連結純収益	590,098百万円	805,975百万円	1,147,225百万円
連結営業利益	193,859百万円	309,348百万円	485,313百万円
連結当期利益	141,387百万円	229,206百万円	350,239百万円
1株当たり連結当期利益（円）	222.88	350.15	510.77
1株当たり配当金（円）	66.49	0.00	353.94

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円、2022年3月期は、2022年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円、2023年3月期は、2023年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=89.69円、に換算して記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、直接金融からの調達のみならず、間接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、2023年3月に、当社は、割当予定先の斡旋を行うマッコーリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町1番3号・代表者：渡邊 琢二）を通じて、割当予定先に対する資金調達の提案を受けました。マッコーリーキャピタル証券会社及び割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、その後の面談の過程で設計されたスキームが、当社の資金調達ニーズを満たすものであると判断いたしました。また、当社は、割当予定先に対して2020年12月14日に第8回新株予約権及び第9回新株予約権を発行した実績や、割当予定先のこれまでのグローバルな活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、その結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

(注) 割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、継続保有及び預託に関する取決めはなく、割当予定先が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

- ① 割当予定先が制限超過行使を行わないこと
- ② 割当予定先が本新株予約権付社債を転換する又は本新株予約権を行使する場合、予め、当社に対し、当該転換又は当該行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと
- ③ 割当予定先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を転売する場合には、予め、転売先となる者に対し、当社との間で、前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ④ 割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、予め、当該第三者に対し、当社との間で、前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ⑤ 当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと
- ⑥ 当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の2023年3月期のアニュアルレポート（豪州の平成13年会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2023年3月31日現在の割当予定先単体が現金及び現金同等物56,563百万豪ドル（円換算額：5,073,135百万円、参照為替レート：89.69円（株式会社三菱UFJ銀行2023年3月31日時点仲値））を保有していること及び本日現在においてこれらの財産の確保状況に支障が生じる事由は生じていないことを確認しております。以上により、同社の資金等の状況については、当社への支払日時点において要する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みについて十分な資金を有していると認められることから、これらの払込みに支障はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、当社代表取締役社長である菊池誠晃より当社普通株式について借株（貸借株数上限：100,000株）を行う予定です。割当予定先は、割当予定先が本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) ロックアップについて

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

本買取契約締結日から、①本転換社債新株予約権及び本新株予約権の行使期間の満了日、②本転換社債新株予約権及び本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部を償還及び取得した日、及び④本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならな

い。但し、①本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本転換社債新株予約権及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付（但し、交付の相手方が金融会社又は貸金業者である場合を除く。）、④当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。）、並びに⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除く。

また、本買取契約締結日から、本転換社債新株予約権及び本新株予約権の行使期間の満了日、割当予定先が本転換社債新株予約権及び本新株予約権の行使を完了した日、当社が本転換社債及び本新株予約権の全てを償還及び取得した日又は本契約が解約された日のいずれか早く到来する日から3か月後までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を、当社が第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含む。）しようとする場合、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうか、又は同等以上の条件を提案する意向があるかを確認するものとし、当社が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者と並行して協議を行う機会を付与するものとする。

（7） 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーフイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーフイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 大株主及び持株比率

割当前 (2023年3月31日現在)	
菊池 誠晃	36.28%
PC投資事業有限責任組合	10.92%
福井 優	2.71%
株式会社デジタルプラス	2.71%
楽天証券株式会社	2.45%
株式会社SBI証券	1.93%
JPMorgan証券株式会社	1.65%
天野 純一	1.56%
鈴木 智博	1.42%
笠飯 将洋	1.23%

- (注) 1. 割当前の持株比率は、2023年3月31日現在の株主名簿に記載された数値を基準に作成しております。
2. 割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による当社普通株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の持株比率の記載はしていません。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

当社は、本資金調達当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、これによる2023年9月期の業績に与える影響は軽微です。また、2023年9月期の業績予想については、現時点で合理的に算定することが困難であるため、開示していません。合理的な算定が可能となった場合は、速やかに開示いたします。なお、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
売上高	586,685千円	303,217千円	623,885千円
営業利益又は営業損失(△)	△320,265千円	△133,941千円	3,213千円
経常損失(△)	△302,766千円	△128,391千円	△1,559千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	△523,041千円	33,389千円	△179,638千円
1株当たり当期純利益又は純損失(△)	△152.47円	9.73円	△49.54円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	234.68円	244.40円	221.77円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年3月31日時点)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,690,900株	100.00%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
始値	596円	557円	550円
高値	1,491円	853円	1,563円
安値	341円	502円	530円
終値	557円	550円	764円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	796円	925円	823円	827円	767円	756円
高値	1,064円	947円	924円	849円	877円	760円
安値	788円	815円	760円	705円	729円	731円
終値	925円	822円	797円	772円	761円	736円

(注) 8月の株価については、2023年8月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年8月14日
始値	732円
高値	741円
安値	732円
終値	736円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

払込期日	2020年12月14日
発行新株予約権数	8,000個 第8回新株予約権 3,000個 第9回新株予約権 5,000個
発行価額	総額981,000円(第8回新株予約権1個当たり172円、第9回新株予約権1個当たり93円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,360,981,000円(差引手取概算額:1,356,481,000円) (内訳) 新株予約権発行分:981,000円 新株予約権行使分:1,360,000,000円
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	3,430,600株

当該募集による潜在株式数	800,000株 第8回新株予約権 300,000株 第9回新株予約権 500,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権に係る株式数 第8回新株予約権 100,000株 第9回新株予約権 0株 残存新株予約権につき取得・消却済
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	120,000,000円
発行時における当初の資金使途	① 金融機関への借入金約定返済資金（29,000,000円） ② フィンテック事業への充当資金（4,000,000円） ③ 人材投資（6,600,000円） ④ 新規メディア事業の買収及び成長投資資金（60,000,000円）
発行時における支出予定時期	① 2021年1月～2022年5月 ② 2021年1月～2023年9月 ③ 2021年10月～2023年9月 ④ 2021年1月～2022年11月
現時点における資金の充当状況	フィンテック事業への充当資金（うち事業拡大に伴う運転資金）に全額充当済みです。

第三者割当による新株式の発行

払込期日	2021年11月30日
発行新株式数	普通株式 159,000株
発行価額	1株につき597円
資金調達の額（差引手取概算額）	93,353,000円
割当先	株式会社ダブルスタンダード 125,600株 株式会社Wiz 16,700株 株式会社リンクエッジ 16,700株
募集時における発行済株式数	3,430,600株
発行時における当初の資金使途	① フィンテック事業における充当資金（8,300,000円） ② GAFAメディア事業における新規メディア立上げ費用（1,000,000円）
発行時における支出予定時期	① 2022年1月～2022年12月 ② 2022年1月～2023年12月
現時点における資金の充当状況	フィンテック事業への充当資金及びGAFAメディア事業への新規メディア立上げ費用にて全額充当済みです。

以上

株式会社デジタルプラス
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 社債の名称

株式会社デジタルプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」
とい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）

2. 社債の総額

金210,000,000円

3. 各社債の金額

金5,000,000円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第20項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「**本社債権者**」又は「**本新株予約権付社債権者**」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 本社債の払込金額

各社債の金額100円につき金100円

6. 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

7. 申込期日

2023年8月31日

8. 本社債の払込期日

2023年8月31日

9. 本新株予約権の割当日

2023年8月31日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

11. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件をみたすものであり、社債管理者は設置されない。

13. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2026年9月1日（以下「償還期日」という。）に、未償還の本社債の全部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。当社は、本社債権者と別途合意ない限り、償還期日前に各本社債を任意に償還することはできない。但し、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(5)号又は第17項に定めるところによる。
- (2) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日よりも前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で、繰上償還しなければならない。
- (3) 本新株予約権付社債権者は、(i)いずれかの取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう（但し、東京証券取引所において当社普通株式について、何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。）。以下同じ。）において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）が2023年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（368円）（但し、第14項第(4)号ホ乃至ルにより転換価額（第14項第(4)号ロで定義する。以下同じ。）が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）を下回った場合、(ii) 当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買代金が、1,000万円を下回った場合、又は(iii) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われることとなっている日をいう。）以上の期間にわたって停止された場合には、その後いつでも（上記各事由が治癒したか否かを問わない。）、償還日の15銀行営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する（但し、本号に基づく償還日と償還期日との間には6営業日以上の間を設けることを要する。）。
- (4) 本新株予約権付社債権者は、(i) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務（但し、当座貸越を含み、リース債務は除く。）及び社債（但し、本社債を除く。）の合計額が、本新株予約権付社債の発行日以降、2.5億円以上増加した場合、又は(ii) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額から負債の部の金額（但し、本社債を除く。）を控除した額がその時点で残存する本社債の額面総額の50%相当額未満となった場合には、その後いつでも（上記各事由が治癒したか否かを問わない。）、償還日の15営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。かかる請求を行った場合、当社は、かかる通知に従って期限前償還を実行しなければならない（但し、本号に基づく償還日と償還期日との間には6営業日以上の間を設けることを要する。）。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて本新株予約権付社債権者と合意の上で定めるものとする。
- (5) 2025年9月1日に、本新株予約権付社債権者は、少なくとも償還日の15営業日前までの通知をもって、その保有する全部又は一部の本新株予約権付社債を各社債の金額100円につき金100円で期限前に償還することを、当社に対して請求することができる。

- (6) 償還期日又は本項第(2)号乃至第(5)号により本社債を繰上償還する日が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 本項第(2)号乃至第(5)号により本社債を繰上償還する場合は、当社は、財務代理人(第21項に定義する。)に対し、15営業日前までに、償還日、償還金額その他必要な事項を通知する(当該通知は撤回することができない。)
- (8) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は、各本社債の金額5,000,000円当たり1個とし、合計42個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- イ. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- ロ. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「**交付**」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時点において有効な転換価額で除し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- イ. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権に係る各本社債の全部とし、出資される財産の価額は、当該各本新株予約権に係る各本社債の金額と同額とする。
- ロ. 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「**転換価額**」という。)は、当初金846円とする。但し、転換価額は本号ハ及びニに定める修正及び本号ホ乃至ヌに定める調整を受ける。
- ハ. 本号ニを条件に、転換価額は、2024年8月30日、2025年6月30日及び2026年5月29日(それぞれを以下「**修正日**」という。)に、転換参照価格の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合は当該金額に修正される。

「**転換参照価格**」とは、修正日(同日を含まない。)に先立つ40連続取引日(第13項第(3)号で定義する意味を有する。)間(但し、(i)当該取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金が、当該40連続取引日の初日(同日を含まない。)に先立つ40連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の日次平均の250%に相当する金額を超え、かつ、(ii)当該取引日のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格が、その直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を超過する取引日は除外される(なお、本号ホ乃至ヌに基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。))。この場合、40連続取引日から当該除外された取引日を除いた残りの取引日を参照して算定する。)のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額(但し、当該40連続取引日中に本号ホ乃至ヌに基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。)をいう。

- ニ. 転換価額は423円（但し、本号ホ乃至ヌによる調整を受ける。）（以下「**下限転換価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算による修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とする。
- ホ. 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号へに掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付株式数} \\
 \times \\
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{交付株式数}
 \end{array}
 }$$

- へ. 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本号リ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、合併又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- ③本号リ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号リ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号ヌ②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された

ものを含む。) に関して、当該調整前に上記③による転換価額の調整が行われている場合には、調整後転換価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤本号へ①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号へ①乃至③にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権に係る新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ト. 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号①に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による転換価額調整式**」といい、新株発行等による転換価額調整式とあわせて「**転換価額調整式**」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換} \\ \text{価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

- ①「1株当たりの配当」とは、本項第(5)号記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②配当による転換価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。
- チ. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- リ. 転換価額調整式に係る計算方法

- ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、本号へ⑤の場合は基準日）又は配当による転換価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本号へ②の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の

普通株式数を含まないものとする。

ヌ. 本号への転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ル. 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前転換価額、調整後転換価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記へ⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2023年9月1日から2026年8月31日までとする。なお、第13項第(2)号乃至第(5)号による繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は、定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

イ. 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、本項第(5)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当該振替機関又は口座管理機関により本項第(11)号記載の行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

ロ. 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。

(10) 本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に発生する。

(11) 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約

権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

16. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

17. 期限の利益の喪失

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。この場合、当社は、第18項の損害金の支払いに加え、未償還の本社債の全部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

- (1) 当社が、本要項の規定又は本社債権者が本社債の買取りに関して当社と締結した契約（以下「**社債買取契約**」という。）に基づく義務に違背し、本社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (2) 本社債を除く当社若しくはその子会社のいずれかの借入金債務若しくは社債関連債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社若しくはその子会社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社若しくはその子会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (3) 当社若しくはその子会社、又は当社若しくはその子会社の取締役若しくは監査役が、当社若しくはその子会社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社若しくは本新株予約権付社債の払込期日時点で10億円以上の純資産を有する当社の子会社の取締役会が当社若しくは当該子会社の解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (4) 当社若しくはその子会社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (5) 当社又はその子会社の資産に関して、何らかの差押え、競売の開始、仮差押え、保全差押え、仮処分、又は滞納処分がなされたとき（仮差押え、保全差押え及び仮処分の場合は、かかる処分が7日間存続するときに限る。）。
- (6) 当社若しくはその子会社が期限が到来したその負債について一般的に支払不能となり若しくは適用法令に基づき支払不能とみなされたとき、又は当社若しくはその子会社が期限の到来したその負債について一般的に支払不能であることを認めたとき。
- (7) 当社及びその関連会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれかが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められたとき。「**反社会的勢力**」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものをいう。
- (8) 当社及びその関連会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれかが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行つたと認められたとき。「**反社会的行為**」とは、(i)暴力的な要求行為、(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為、(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、(iv)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、本社債権者又はその関連会社の業務を妨害する行為、又は(v)これらに準ずるものをいう。

- (9) 社債買取契約における当社の表明保証の表明保証時点において重要な点に誤りがあるとき若しくは表明保証時点以降重要な点が不正確になったとき、当社の表明保証事項の真実性若しくは正確性について重大な疑義が生じたとき、又は社債買取契約における誓約・合意に違反したとき（但し軽微なものは除く。）。
- (10) 当社の監査法人が当社の財務諸表について意見を不表明としたとき、又は当社の年次財務諸表については当社の監査法人が限定付意見若しくは不適正意見を行ったとき。
- (11) 当社の信用状況、事業の見通し又は資産について、個別に又は全体として、本社債の償還について重大な悪影響を生じる事由が発生した場合（これらには、訴訟、司法、行政、規制当局（証券取引所を含む。）による調査、又は当社の監査法人による意見不表明による場合を含むがこれらに限られない。）。

18. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年14%（年365日の日割計算）の割合にあたる損害金を支払う。

19. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. 財務代理人

本社債の財務代理人は株式会社三井住友銀行とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

22. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第22項に定める公告に関する費用
- (2) 第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. 準拠法

日本法

26. 上場申請の有無

なし

27. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社デジタルプラス第11回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社デジタルプラス第11回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2023年8月31日

3. 割当日

2023年8月31日

4. 払込期日

2023年8月31日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式100,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場

合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金341円とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「**東京証券取引所**」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「**取引日**」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は423円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③ 下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{時価-1株当たりの配当} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{時価} \end{array}}$$

②「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年9月1日から2026年8月31日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して払込金額を1億円以上とする株式を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者（但し、フィンテック事業者又はカード会社を除く。）でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議したときは、会社法第273条及び第274条の規定に従って14日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 2023年8月15日付の当社取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが償還又は当社普通株式に転換された日以降、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って20日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(4) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定め

るところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社デジタルプラス第12回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社デジタルプラス第12回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2023年8月31日

3. 割当日

2023年8月31日

4. 払込期日

2023年8月31日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式300,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場

合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

3,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金138円とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際

して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,300円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)から起算して10取引日(以下に定義する。)目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。)又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は423円(但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額}
 \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③ 下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{時価-1株当たりの配当} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{時価} \end{array}}$$

②「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年9月1日から2026年8月31日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 2023年8月15日付の当社取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが償還又は当社普通株式に転換された日以降、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って20日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事

項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上